町で管理する内容



- 樹木葬墓所から合葬墓への改葬
- 樹木葬墓所の樹木の管理
- 樹木葬墓所に設置するプレートの作製及び設置
- 草刈り（年３回程度）
- 清掃（年３回程度）

使用者の責務

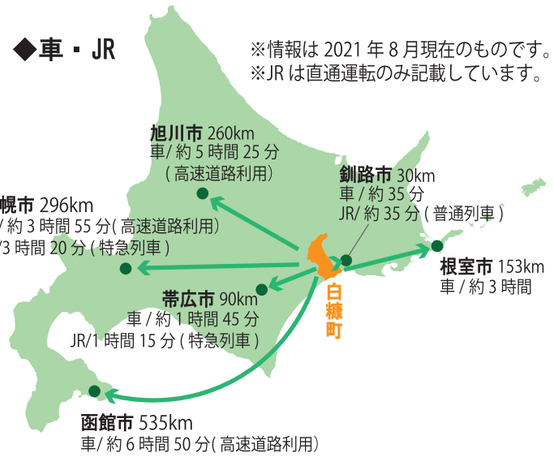
墓地の使用者は「墓地、埋葬等に関する法律」「同施行規則」「白糠町墓地設置及び管理に関する条例」「同施行規則」等の規定を遵守し、適正に使用しなければなりません。なお、許可後に上記規定に改正があった場合も、改正後の規定を順守しなければなりません。

墓地概要

名称：坂の丘公苑墓地
位置：北海道白糠郡白糠町和天別 1852 番地 5、1794 番地 2、1794 番地 3 の一部、1795 番地 2 の一部
樹木葬墓所：165 区画（令和 3 年供用開始分）
合葬墓：700 体埋蔵可能（　　〃　　）
一般墓所：17 区画、全 2,012 区画（令和 3 年 3 月末現在／残 145 区画）

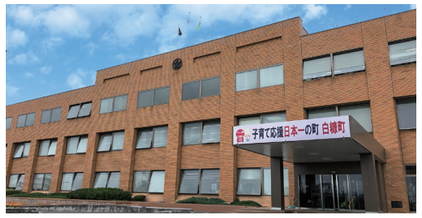
町へのアクセス





お申込み・お問合せ

白糠町役場 保健福祉部 町民サービス課 生活環境係
〒088-0392　北海道白糠町西 1 条南 1 丁目 1 番地 1
TEL　01547-2-2171（内線 517・518）
FAX　01547-2-4659
MAIL　seikatsukankyou@town.shiranuka.lg.jp
URL　https://www.town.shiranuka.lg.jp/



白糠町

白糠町 坂の丘公苑墓地
樹木葬墓所・合葬墓



白糠町開拓功労者顕彰碑
『太陽の手』
昭和 41 年（白糠開拓 80 年）建造
製作／具象彫刻家・本郷新

背景

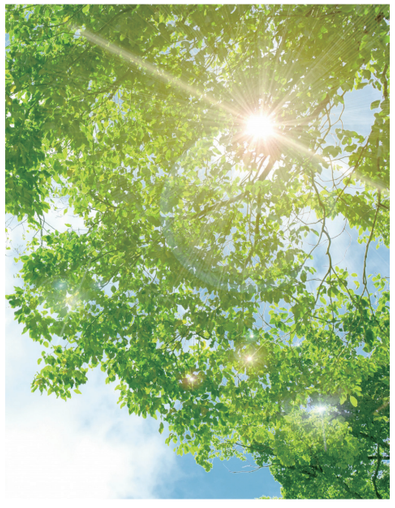


少子高齢化や核家族化の進行、経済的な事情による葬送に対する意識の変化に伴い、お墓の継承についてのニーズが多様化しています。このような背景を受け、白糠町では先人への感謝の心を大切にしながら、町が維持管理することを基本とした「樹木葬墓所」と「合葬墓」を整備し、お墓の継承について不安なくご使用いただける環境を整えました。特に樹木葬墓所は、許可後 33 年を経過すると、町が責任を持って合葬墓へ改葬するので、安心してご使用いただけます。

坂の丘公苑墓地の樹木葬墓所と合葬墓は、まちのシンボルである「太陽の手」のもとに位置し、ふるさと白糠町の街並みと広大な太平洋が一望できる自然豊かな場所に整備されており、訪れる方にも気持ち良くお参りいただけます。樹木葬墓所と合葬墓を整備している公営墓地は全国的にも数少ないものになります。

樹木葬墓所・合葬墓について

- 白糠町が永代にわたり管理します。
- 公営墓地なので、宗教や宗派に関係なく利用できます。
- 白糠町で供養は行いません。供養を希望される方はご自身で手配してください。
- 冬期間（12 月～３月）の納骨はできません。
- 焼骨を骨壺等から出して直接埋蔵する形式です。
- 使用許可決定後、使用料は原則返金できません。
- 故人の思い出の品や副葬品、ペットの遺骨などを埋蔵することはできません。
- 焼香・献花・御供の設備は用意しておりません。
- 墓碑等の改築・改造はできません。
- 改葬により墓地の使用を必要としなくなったときは、原形に復して返還しなくてはなりません (合葬墓を除く)。



1，樹木葬墓所



樹木葬とは、墓石の代わりに樹木などをシンボルとするお墓のことをいいます。本町の樹木葬墓所は中央に「ハマナス」を植樹した周囲に焼骨を納めるもので、従来のように大きな墓石を設けず埋蔵する新しい形を実現した墓所です。

① 1 区画ごと（0.82 ㎡）に設けた収骨室におおむね４～５体程度の焼骨を埋蔵することができます。
② 白糠町で納骨は行いません。業者等に納骨を依頼される方はご自身で手配してください。
③ 許可となった日から 33 年後に合葬墓へ改葬いたします。

2，合葬墓



合葬墓とは、複数の方の遺骨を共同で供養するためのお墓のことです。使用しやすい料金設定としておりますので、どなたでも安心してご利用いただけます。

① ご自身で石材店に依頼をし納骨していただきます。
② 納骨後の焼骨は返還できません。

使用できる方

以下のいずれかに該当する方が対象となります。

- 白糠町に住所（本籍）を有する（有していた）方
- 町内にあるお墓を改葬しようとする方
- 町内に親族を有する方
  ※親族とは、６親等内の血族、配偶者、３親等内の姻族をいいます。
- 町に住所（本籍）を有した方の焼骨を埋蔵しようとする方
- 生前、町内に住所を有したことのない方の焼骨を埋蔵しようとする、町内に住所を有したことのない方



使用料

墓所名	使用料
樹木葬墓所	1 区画　250,000 円 ※合葬墓への改葬費用を含みます
合葬墓	1 体　15,000 円 ※改葬の場合は 1 件の上限 50,000 円

注１／町内に住所を有したことがない方が、生前、町内に住所を有したことがない方の焼骨を埋蔵しようとする場合は、左記料金の 1.5 倍　となります。

注２／使用する権利を得るものであり、所有する権利を得るものではありません。

注３／樹木葬墓所から合葬墓へ改葬した時点で、樹木葬墓所の使用権は取り消しとなります。

申請

- 申請者は、使用者本人か埋蔵される焼骨の親族でなければなりません。
- ご用意いただくもの
  - 墓地使用許可申請書（新たに墓地の使用を希望される方）
  - 合葬墓生前予約使用許可申請書（合葬墓の生前予約を希望される方）
  - 墓地使用許可証（改葬を希望される方）
  - 住民票抄本など申請する方の住所及び本籍を証明できるもの

使用料の納付

墓地使用許可申請書を提出していただいた後に、使用料の納入通知書をお渡しします。記載された金額を期限までにお支払いください。使用料の納付が確認できましたら許可証の発行事務を行います。